後期高齢者医療保険料仮徴収のお知らせ

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収) する人の仮徴収が4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月 ごとに年6回に分けて納付していただきますが、保 険料は前年所得をもとに計算するため、前年所得が 確定する7月にならないと年間保険料が決定できま せん。このため、今年2月の年金天引き額と同額を、4・ 6・8月の支給年金から徴収(仮徴収)させていただ き、保険料決定額と仮徴収で納めていただいた差額 は、10・12・2月の3回に分けて納めていただきます。 また、新たに被保険者となった人(75歳到達や転 入など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によっ て次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付 書で支払っていただくことになります。なお、仮徴

収額は令和元年分所得をもとに計算します。

75 歳到達日・転入日など	仮徴収(特別徴収)開始時期	仮徴収額通知発送時期
令和2年 6 月1日~ 10月2日	令和3年4月	3月中旬
令和2年10月3日~12月2日	令和3年6月	5月中旬
令和2年12月3日~令和3年2月2日	令和3年8月	7月中旬

※令和3年2月3日以降に75歳到達・転入などに該当する人は、7月半ば頃に発送する保険料額決定通知書 などでご確認ください。

退職したら国民年金に加入しましょう!

国民年金

- @ 0857-27-8311 閰 鳥取年金事務所

勤めていた会社を退職して厚生年金や共済組合の加 入者でなくなった人のうち、20歳以上60歳未満の 人は国民年金に加入しなければいけません。またその 人の扶養になっていた配偶者も、第3号被保険者から 第1号被保険者に変更の手続きが必要になります。

年金手帳と資格喪失証明書、離職証明など退職し た日付がわかる証明書、免許証など本人確認ができ る書類をお持ちのうえ、本庁舎1階国保と年金(9番) 窓口または各総合支所市民福祉課の窓口でお手続き ください。

保険料については、後日、日本年金機構から送付 される納付書で納付していただくことになりますが、 申込みをされますと口座振替やクレジット納付もで きます。また、退職により収入がなくなり保険料を 納めるのが困難な場合には、保険料納付の免除や納 付猶予の制度もありますのでご相談ください。

任意加入制度をご存じですか?

60歳を過ぎても、「年金受給額を満額に近づけた い人 | や「年金の受給資格期間が10年に足らない人 | は、国民年金に任意加入することができます。

老齢基礎年金は、国民年金に10年以上加入し保険 料を納めなければ(免除期間を含む)年金を受け取 ることができませんが、60歳になっても10年に足 らない場合は、60歳から65歳になるまで任意加入

をして保険料を納めて受給資格期間を満たすことで、 65歳から年金を受け取ることができます。

また、65歳になってもなお10年に足らない場合 は、70歳まで加入期間を延長することができます。(特 例任意加入) この場合、受給資格 10 年を満たした時 点で加入者ではなくなります。

海外に住む日本人も任意加入できます

海外に転出すると、国民年金の加入資格を喪失す ることになりますが、引き続き任意加入することが できます。

通常海外居住期間は受給資格期間として合算され ますが、受給金額には反映されません。

しかし、任意加入することによって、納付した保 険料は将来受け取る年金額に反映されます。また、 万が一事故などにあって障害が残った場合は、障害 基礎年金の対象になります。

任意加入被保険者の保険料は通常の国民年金保険料と同じですが、免除制度や納付猶予制度の適用はありま せんので、ご注意ください。任意加入の手続き、お問い合わせは鳥取年金事務所、本庁舎 1 階階国保と年金(9 番)窓口または各総合支所市民福祉課の窓口へ。

軽自動車税(種別割)



- 問 本庁舎市民税課 € 0857-30-8144 € 0857-20-3921
- 問 各総合支所市民福祉課(▲ 14ページ)

■軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税(種別割)は4月1日現在で、 軽自動車・二輪車などを所有している人にか かります。

- ※4月1日(木)までに廃車・名義変更の届 け出がない場合、令和3年度分の税金がか かります。
- ※手続きに必要なものは、事前に届け出先へ 問い合わせてください。

【届け出先】

- ●125cc 以下の原動機付自転車・小型特殊自動車(トラク ター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど)など ■問い合わせ先
- ●125cc を超える二輪車

鳥取運輸支局(丸山町)

6 050-5540-2070

●軽白動車 (四輪)

軽自動車検査協会鳥取事務所(安長) € 050-3816-3082

■令和 3 年度軽四輪・自家用軽自動車税(種 別割) 税率

車種名	税率(円)	
		7,200
乗 用	自家用	10,800*
		12,900°
貨物	自家用	4,000
		5,000 *
		6,000°
	乗用	

- ※平成27年4月1日以後に新規登録された車両 に適用されます。ただし、令和2年度中に新規 登録された車両は、条件によりグリーン化特例 (軽課税率)が令和3年度のみ適用されます。
- ◎最初の新規登録から13年経過した車両に重課 税率が適用されます(令和3年度は平成20年 3月までに新規登録された車両に適用)。

■グリーン化特例 (軽課税率)

令和2年4月1日~令和3年3月31日の間に新規登 録された車両に適用されます。

車種名称			税率(円)		
早性		特例 1	特例 2	特例3	
軽四輪	乗 用	自家用	2,700	5,400	8,100
輪	貨 物	自家用	1,300	2,500	3,800

特例 1:電気自動車など

特例 2: R2(H32) 燃費基準+30%達成車または H27 燃費基準 +35% 達成車

特例 3: R2(H32) 燃費基準 +10% 達成車または H27 燃費基準 +15% 達成車

軽自動車税(種別割)の税率について、詳 しくはホームページをご覧いただくか、問 い合わせ先まで。



令和3年度 趣味の教室 受講者追加募集

問 鳥取市社会福祉協議会地域福祉課 (富安二丁目 104-2 さざんか会館)

€ 0857-24-3180 € 0857-24-3215

ところ 鳥取市高齢者福祉センター

対象者 市内在住で、おおむね60歳以上の人 募集教室 追加募集を行う教室については3月12 日(金)以降に問合せ先に確認ください。

申込期間 3月16日(火)~31日(水) ※消印有効

※定員を超える応募があった場合は抽選 申込方法 往復はがきに次の必要事項を記入し、問

> 合せ先に郵送 【往信用の裏面】

郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電 話番号、年齢、希望教室名

【返信用の表面】

申込者の郵便番号、住所、氏名

ポリテクセンター鳥取

間 ポリテクセンター鳥取(若葉台南七丁目) **6** 0857-52-8802

https://www3.jeed.or.jp/tottori/poly/

【住宅リフォーム技術科(導入訓練コース)】

	募集期間	3月8日(月)~4月7日(水)
	訓練期間	5月6日(木)~11月29日(月)(7カ月)
	受講料	無料 ※テキスト代(約1万円)は自己負担
	応募方法	ハローワークの窓口でキャリア形成相談 の予約をしてください
	選考日	4月12日(月)

※入所1カ月後、一般コース(定員18人)と合流

